

発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>定刻になりましたので、令和2年第2回国東市農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>去る2月6日に[ ]が急逝されました。ご冥福をお祈りしたいと思います。</p> <p>資料確認 確認終了</p> <p>出席確認 本日は、委員総数14名中12名の出席です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程により本総会は、成立することを報告いたします。</p> <p>それでは、秋国会長にあいさつをお願いし、引き続き本総会の議長をお願いします。</p> <p>(会長あいさつ)</p>
議 長	<p>議事録署名委員の指名をさせていただきます。7番 岐部委員、10番 野原委員を指名しますので、よろしくお願いします。</p> <p>それではさっそく議事に入ります。議案第7号 農地法第3条の規程による所有権移転の許可申請について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議案第7号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>申請番号4番 土地の所在は、国東町重藤字[ ]番[ ]、地目が田、面積は429㎡、外に田が4筆の合計5筆で2,392㎡になります。渡人は、国東町重藤の[ ]さん、受人は、国東町重藤の[ ]さんです。申請事由は、渡人は、農地の管理ができなくなったため処分する、受人は、経営規模の拡大のためとなっています。売買による所有権移転です。</p> <p>次に申請番号5番 土地の所在は、国東町重藤字[ ]番[ ]、地目が田、面積は1,096㎡です。渡人は、国東町重藤の[ ]さん、受人は、国東町重藤の[ ]さんです。申請事由は、渡人は、農地の管理が出来なくなったため処分する、受人は、経営規模の拡大のためとなっています。売買による所有権移</p>

事務局

転です。

次に申請番号 6 番 土地の所在は、国見町櫛来字 [REDACTED] 番 [REDACTED]、地目が田、面積は 6 2 m<sup>2</sup>です。渡人は、国見町櫛来の [REDACTED] さん、受人は国見町櫛来の [REDACTED] さんです。申請事由は、渡人は、農地の管理が出来なくなったため処分する、受人は、経営規模の拡大のためとなっています。売買による所有権移転です。

次に申請番号 7 番 土地の所在は、安岐町明治字 [REDACTED] 番 [REDACTED]、地目が田、面積は 6 8 5 m<sup>2</sup>、外に田が 1 筆の合計 2 筆で 1 , 3 1 8 m<sup>2</sup>となります。渡人は、安岐町明治の [REDACTED] さん、受人は、安岐町明治の [REDACTED] さんです。申請事由は、渡人は、高齢により管理できないためと、受人は経営規模の拡大のためとなっています。譲渡による所有権移転です。

次に申請番号 8 番 土地の所在は、安岐町馬場字 [REDACTED] 番 [REDACTED]、地目が田、面積は 4 7 7 m<sup>2</sup>、外に田が 4 筆の合計 5 筆で 5 , 8 9 3 m<sup>2</sup>となります。渡人は別府市の [REDACTED] さん、受人は安岐町向陽台の [REDACTED] さんです。申請事由は、渡人は、市外在住により管理できないためと、受人は経営規模の拡大のためとなっています。売買による所有権移転です。

次に申請番号 9 番 土地の所在は、安岐町下原字 [REDACTED] 番 [REDACTED]、地目が田、面積は 3 0 m<sup>2</sup>です。渡人は、安岐町下原の [REDACTED] さん、受人は、安岐町下原の [REDACTED] さんです。申請事由は、渡人は、高齢により管理できないためと、受人は、経営規模の拡大のためとなっています。譲渡による所有権移転です。

次に申請番号 1 0 番 土地の所在は、安岐町塩屋字 [REDACTED] 番 [REDACTED]、地目が畑、面積は 3 1 9 m<sup>2</sup>、外に田が 3 筆の合計 4 筆で 3 , 4 6 8 m<sup>2</sup>となります。渡人は、安岐町塩屋の [REDACTED] さん、受人は、安岐町塩屋の [REDACTED] さんです。申請事由は、渡人は、高齢により管理できないためと、受人は、父親から当該農地を譲り受け、管理・耕作するとなっています。譲渡による所有権移転です。

次に申請番号 1 1 番 土地の所在は、武蔵町古市字 [REDACTED] 番 [REDACTED]、地目は田、面積は 1 0 m<sup>2</sup>、外に田が 4 筆の合計 5 筆で 8

<p>事務局</p>	<p>6 6 m<sup>2</sup>になります。渡人は、広島県広島市の■■■■さん、受人は、武蔵町古市の■■■■さんです。申請事由は、渡人は、県外在住により管理できないためと、受人は、長年荒れていた当該農地は責任を持って管理・耕作をするとなっています。売買による所有権移転です。</p> <p>最後に申請番号12番 土地の所在は、武蔵町古市字■■■■番■■■■、地目は田、面積が227 m<sup>2</sup>です。渡人は、武蔵町古市の■■■■さん、受人は、武蔵町古市の■■■■さんです。申請事由は、渡人は、受人の要望に応じる、受人は、当該農地と隣接する古市字向田1030番外4筆とともに責任をもって管理・耕作をするとなっています。売買による所有権移転です。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第7号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請の申請番号4番から12番について、事務局より説明がありましたが、ご質疑はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議案第7号 申請番号4番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>申請番号4番については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に申請番号5番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>申請番号5番については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に申請番号6番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>申請番号6番については、全会一致で承認されました。</p>

議 長	次に申請番号 7 番について承認される方の挙手を求めます。  (全員挙手)
議 長	申請番号 7 番については、全会一致で承認されました。  次に申請番号 8 番について承認される方の挙手を求めます。  (全員挙手)
議 長	申請番号 8 番については、全会一致で承認されました。  次に申請番号 9 番について承認される方の挙手を求めます。  (全員挙手)
議 長	申請番号 9 番については、全会一致で承認されました。  次に申請番号 10 番について承認される方の挙手を求めます。  (全員挙手)
議 長	申請番号 10 番については、全会一致で承認されました。  次に申請番号 11 番について承認される方の挙手を求めます。  (全員挙手)
議 長	申請番号 11 番については、全会一致で承認されました。  最後に申請番号 12 番について承認される方の挙手を求めます。  (全員挙手)
議 長	申請番号 12 番については、全会一致で承認されました。  議案第 7 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申

	<p>請について、申請番号 4 番から 1 2 番については、全件全会一致で承認されました。</p>
議 長	<p>次に議案第 8 号 農用地利用集積計画について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議案第 8 号 農用地利用集積計画について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>利用権の設定は、総数が 9 4 筆で 1 2 8 , 1 3 0 m<sup>2</sup>、内訳としては、田が 9 2 筆で 1 2 7 , 5 8 6 m<sup>2</sup>、畑が 2 筆で 5 4 4 m<sup>2</sup>となります。</p> <p>新規設定は、5 0 筆で 7 6 , 7 2 9 m<sup>2</sup>、更新設定は、4 4 筆で 5 1 , 4 0 1 m<sup>2</sup>です。詳細につきましては、資料の 4 ページから 9 ページをご確認ください。</p>
議 長	<p>議案第 8 号 農用地利用集積計画について説明がありましたが、ご質疑等ございませんか。</p> <p>( 質疑なし )</p>
議 長	<p>それでは、議案第 8 号 農用地利用集積計画について、提案どおり承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>( 全員挙手 )</p>
議 長	<p>議案第 8 号 農用地利用集積計画については、全会一致で承認されました。</p> <p>続いて議案第 9 号 農地利用配分計画について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 9 号 農地利用配分計画について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>配分計画は、総数が 2 0 筆の 3 3 , 7 7 7 m<sup>2</sup>で、内訳としてすべて田となります。詳細につきましては、資料の 1 0 ページから 1 3 ページをご確認ください。</p>

議 長	<p>議案第 9 号 農用地利用配分計画について、説明がありました が、ご質疑等ございませんか。</p> <p>( 質疑なし )</p>
議 長	<p>それでは、質疑が無いようなので、議案第 9 号 農用地利用配 分計画について、提案どおり承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>( 全員挙手 )</p>
議 長	<p>議案第 9 号 農用地利用配分計画については、全会一致で承認 されました。</p> <p>続いて議案第 10 号 令和 2 年 春季農作業標準賃金(案)に ついて、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 10 号 令和 2 年 春季農作業標準賃金(案) について、資料に基づきご説明いたします。</p> <p>平成 31 年度との相違点は、農繁期賃金を 6,300 円から 6, 500 円に 200 円増額をしました。これは、大分県の最低賃金 の時給が、昨年 10 月から 790 円に改定されたことによるもの です。外に先の検討会で「バインダー、ハーベスターの作業がな い」という意見がありましたので削除しました。また、「麦の乾 燥選別調整についても利用がない」とのことでしたので、削除し てよいか協議をお願いします。</p>
議 長	<p>議案第 10 号 令和 2 年 春季農作業標準賃金(案)について 説明がありましたが、ご意見等ありませんか。</p>
佐藤委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>佐藤委員どうぞ。</p>
佐藤委員	<p>受託する側ですが、全体的に安すぎると思います。農繁期賃金 は、6,500 円でいいと思いますが、その他の作業賃金につい ては、近隣の農業委員会の賃金と比較し、秋季農作業賃金から見 直しを行ってはいかがでしょうか。</p>

議 長	<p>みなさん、佐藤委員さんの意見はどうでしょうか。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>それでは、事務局は近隣の農業委員会の情報を収集し、秋季農作業賃金について再度協議するということではいかがでしょうか。</p> <p>賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>議案第10号 令和2年 春季農作業標準賃金(案)については、農繁期賃金は6,500円と200円増額し、その他の作業賃金については変更なしで、秋季農作業賃金を決定するまでに、近隣の農業委員会の情報を収集し、再度協議しますので、事務局は準備をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。わかりました。</p>
議 長	<p>続いて議案第11号 農地の買受適格証明について 説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案代11号 農地の買受適格証明について 資料に基づきご説明します。</p> <p>申請番号4番 土地の所在は、安岐町中園字■■■■番、地目は田、面積が2,368㎡です。申請人は、安岐町中園の■■■■さんです。経営面積は、47,162㎡です。申請事由は、競売入札参加のためとなっています。</p>
議 長	<p>議案第11号 農地の買受適格証明について 説明がありましたが、ご質疑はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>それでは質疑がないようなので、議案第11号 農地買受適格証明について 承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>

議 長	議案第 1 1 号 農地買受適格証明については、全会一致で承認されました。
議 長	次に議案第 1 2 号 農地法の規定による非農地証明書の交付について、事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>議案第 1 2 号 農地法の規定による非農地証明書の交付について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>申請番号 5 番 土地の所在は、国東町安国寺字 [REDACTED] 番、地目が田、面積は 8 7 4 m<sup>2</sup>です。申請人は、福岡市の [REDACTED] さんです。申請事由は、昭和 3 7 年に相続したが、6 0 年前から福岡市に住んでいるため管理ができず、現況が荒れ地となつてしまい農地として復旧ができない状態であるため となつています。農振地域外農地です。</p>
議 長	<p>議案第 1 2 号 農地法の規定による非農地証明書の交付について 事務局より説明がありましたがご質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑が無いようですので、議案第 1 2 号 農地法の規定による非農地証明書の交付について 承認される方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>議案第 1 2 号 農地法の規定による非農地証明書の交付については、全会一致で承認されました。</p> <p>続いて議案第 1 3 号 空き家に付随した農地の指定について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 1 3 号 空き家に付随した農地の指定について 資料に基づきご説明いたします。</p> <p>申請番号 1 番 土地の所在は、武蔵町古市字 [REDACTED] 番、地目が田、面積が 2 8 1 m<sup>2</sup>、外に田が 3 筆、畑が 3 筆の合計 7 筆で、1 , 5 1 1 m<sup>2</sup>になります。申請人は、武蔵町古市の [REDACTED] さんです。国東市空き家バンク物件 No . [REDACTED] になります。</p>



議 長	<p>議案第 1 3 号 空き家に付随した農地の指定について 事務局より説明がありましたが、ご質疑等ございませんか。</p> <p>( 質疑なし )</p>
議 長	<p>それでは、議案第 1 3 号 空き家に付随した農地の指定について 承認される方の挙手を求めます。</p> <p>( 全員挙手 )</p>
議 長	<p>議案第 1 3 号 空き家に付随した農地の指定については、全会一致で承認されました。</p> <p>最後に追加議案の議案第 1 4 号の提案をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 1 4 号 農地利用最適化推進委員の辞任について 協議をお願いします。</p> <p>農業委員会等に関する法律第 2 3 条の規定により、農地利用最適化推進委員の辞任の届け出があったので同意を求めます。</p> <p>■■■■推進委員、■■■■の担当者です。</p>
議 長	<p>理由は、どういうことでしょうか。</p>
事務局	<p>「一身上の都合」です。</p>
議 長	<p>後任については、どうですか。</p>
事務局	<p>3月の総会で、承認をいただくよう準備をしています。前任者の任期を3月31日とし、後任は4月1日付けで委嘱書を交付するようにしています。</p>
議 長	<p>他に質問等ございませんか。</p> <p>( 質疑なし )</p>
議 長	<p>議案第 1 4 号 農地利用最適化推進委員の辞任について 事務局から説明がありましたが、承認される方の挙手をお願いします。</p>

<p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>( 全 員 挙 手 )</p> <p>議案第 1 4 号 農地利用最適化推進委員の辞任について は、 全会一致で承認されました。</p> <p>議案については、以上であります。 それでは、以上を持ちまして本日の総会を終了いたします。</p> <p>議.....長.....</p> <p>議事録署名委員.....</p> <p>議事録署名委員.....</p>
-----------------------	---